

# 「農場立入者の記録用ボード」の配布について

(一社) 岡山県畜産協会 家畜衛生部

家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準では、農場立入者は、住所、氏名等を記録することになっております。

このため、(一社) 岡山県畜産協会では、「農場立入者の記録用ボード」を作成しました。

家畜保健衛生所やおかやま酪農業協同組合等の協力を得て、県内の畜産農家に配布しておりますので、有効にご活用ください。

